問合せ／国保年金担当 TEL 991-1868

国民健康保険加入者の皆さんへ 高額療養費支給制度について

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。（差額ベッド代などの保険診療以外のものや、入院時の食事代は除きます。）

■自己負担限度額(月額)

【70歳未満の場合】医療機関ごとに計算します。（入院と外来、医科と歯科ごとに別計算）

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
上位所得者※1	150,000円＋(医療費－500,000円)×1％	83,400円
一般	80,100円＋(医療費－267,000円)×1％	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1　基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯及び所得の申告がない世帯
※2　過去12か月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

【70歳以上の場合】病院、診療所、歯科の区別なく合算して計算します。

所得区分	外来のみ(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋(医療費－267,000円)×1％※3
一般	12,000円	44,400円
低所得者	8,000円	24,600円(一定基準以下の場合15,000円)

75歳到達月は上記の限度額が半額になります。
※3　4回目以降は44,400円

■申請手続き

該当する世帯には、診療した月から通常3か月後に町から申請書を送付します。申請書が届きましたら、領収書と被保険者証等をお持ちの上、国保年金担当に申請してください。

高額療養費の申請には領収書が必要になります。確定申告時に医療費控除などで領収書を提出する方は、申告前に国保年金担当にご連絡ください。

問合せ／国保年金担当 TEL 991-1870
春日部年金事務所 TEL 048-737-7112

新成人の皆さんへ ご存知ですか？国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し、自ら国民年金保険料を納める制度です。老後や万が一障がい者になった時などにも安心して生活できるよう、社会全体で支えあうことで成り立っています。

■公的年金の種類は？

▶学生、フリーター 、自営業者、農業者などで20歳の人は国民年金の加入が必要です。
▶サラリーマン、公務員などは、厚生(共済)年金として給与から保険料は天引きされます。
▶サラリーマン、公務員などに扶養されている配偶者は保険料の負担はありませんが、配偶者の勤務先に届出が必要になります。
▶公的年金の給付は、老齢･障害･遺族の3種類があります。

■保険料を納めるのが大変なときは？

▶学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合は保険料の納付が猶予される制度です。(納付特例制度を申請される方は、年度内に手続きをお願いします。)

▶若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。